

平成13年1月1日から

国民健康保険と老人保健が変わります！

医療保険が改正されます

- 高額療養費の自己負担限度額
- 入院時食事療養費の自己負担額
- 住所地利の拡大
- 老人保健の自己負担額
- 海外療養費の支給

国民健康保険に

加入されている方へ

▼高額療養費の自己負担限度額が変わります▲
 同じ人が同じ月内(暦で一日(末日)に、同じ医療機関で支払った自己負担金が限度額を超えたとき、申請により認められると超えた分があとで高額療養費として支給されます。

▼入院時の食事代の自己負担額が変わります▲

入院したときの食事代は、他の医療費とは別に定額(標準負担額)を自己負担します。

改正のポイント(表2)

一般の方の自己負担額が変更になります。

▼海外で治療を受けた場合も国保が使えます(海外療養費の創設)▲

海外渡航中の病気やけがの治療についても、国保の保険給付の対象となります。

▼長期入院のために住所を移す場合は、移す前の住所の被保険者となります。(住所地特例の拡大)▲

長期入院のために、住所地を入院先の医療機関に移す場合があります。これまででは特定の疾病などに限り、移す前の住所のある市区町村の被保険者となっていました。が、あらゆる長期入院が対象となります。

自己負担限度額 平成12年12月31日まで

住民税非課税世帯	35,400円
一般	63,600円

※(表1)

平成13年1月1日から

住民税非課税世帯	35,400円 (現行どおり)
一般	63,600円+(医療費-318,000円)×1%
上位所得者※	121,800円+(医療費-609,000円)×1%

※上位所得者とは、住民税算定の基礎となる総所得金額が670万円以上の方にあたります。

平成12年12月31日まで

※(表3)

入院	
1日につき	1,200円(住民税非課税世帯等で 老齢福祉年金を受けている方は1日500円)

平成13年1月1日から

定率1割負担	
一般	月37,200円まで
上	月24,600円まで
限	住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方 月15,000円まで
	長期特定疾病患者 月10,000円まで

※(表2)

平成12年12月31日まで

一般	1日当たり 760円
----	---------------



平成13年1月1日から

1日当たり	780円
-------	------

平成12年12月31日まで

外来	
1日につき	530円(月4回まで)

平成13年1月1日から

※ひとつの医療機関ごとに支払います	
診療所	1割負担(月3,000円まで) または 1日800円(月4回まで) ※診療所によって異なります
	院外(薬局)で薬を処方してもらったとき 診療所と薬局でそれぞれ1割負担(診療所と薬局で1カ月にそれぞれ1,500円まで) 1日800円の定額負担の診療所では薬局への支払はありません
病院	ベッド数が200床未満の病院 1割負担(月3,000円まで)
	病院と薬局でそれぞれ1割負担(病院と薬局で1カ月にそれぞれ1,500円まで)
院	ベッド数が200床以上の病院 1割負担(月5,000円まで)
	病院と薬局でそれぞれ1割負担(病院と薬局で1カ月にそれぞれ2,500円まで)

老人保健で医療を受けている方へ

▼外来及び入院のときにかかる一部負担金が変わります▲
 七十歳(一定の障害のある方は六十五歳)以上の方は老人保健制度で医療を受けます。

改正のポイント(表3)

今までに定額だった医療を受けたときの一部負担金が、かかった費用に応じた定率1割負担(上限付)に変わります。
 ※診療所では1割負担でない場合もあります。

■老人訪問看護を受けたときの額(老人訪問看護療養費)が変わります

平成十二年十二月三十一日までは一日につき二百五十円ですが、平成十三年一月一日から定率1割負担(月三,〇〇〇円まで)か、一日につき六〇〇円(月五回まで)になります。※施設により異なります。

■同じ世帯で複数の方の入院などで医療費が高額になったとき(高額医療費)

入院などで同じ世帯内で同じ月内に三万円(住民税非課税世帯などは二万一千円)以上を支払った高齢者(老人保健対象者)が複数いる場合、それらを合わせて三万七千二百円(住民税非課税世帯などは二万四千六百円)を超えた分が高額医療費として支給されます。

詳しくは、広報紙とセットで配布しましたパンフレットを参照してください。

問合せ 市民生活課 国保医療担当